

小児慢性特定疾病指定医の皆様へ

## 小児慢性特定疾病指定医指定の更新のお知らせ

福島県子育て支援課

小児慢性特定疾病指定医指定の更新についてお知らせします。

小児慢性特定疾病指定医の指定有効期間は、指定を受けた日から5年です。

現在の指定を引き続き受ける場合は、指定更新の手続きが必要となります。更新手続きをしない場合、現在の指定有効期間をもって、小児慢性特定疾病指定医の資格が失効することとなりますので、御注意ください。

つきましては、現在発行されている「小児慢性特定疾病指定医指定通知書」の有効期間を御確認いただき、更新される場合は、有効期間内に下記により手続きを行ってください。

### 1 提出書類

No.	必要書類	提出が必要な者
1	小児慢性特定疾病指定医更新申請書 (様式5号)	【全員】
2	現在発行されている小児慢性特定疾病指定医指定通知書の写し	【全員】 ※指定通知書を紛失した場合はその旨を届け出、き損した場合は当該通知書を提出してください。
3	小児慢性特定疾病指定医変更届出書 (様式4号)	【該当者のみ】 現在発行されている小児慢性特定疾病指定医指定通知書の記載事項、連絡先の住所及び電話番号に変更がある場合に提出してください。
4	医師免許証の写し	【医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合のみ】

### 2 留意事項

- (1) 小児慢性特定疾病指定医指定通知書の有効期間最終日までに、福島県子育て支援課へ必要書類を御提出願います (郵送可)。
- (2) 上記の提出書類が全て揃わない場合は、手続きを進められないため、受付できません。
- (3) 記入漏れや内容が不十分と判断された場合には、書類の追加提出・確認をお願いすることがあります。
- (4) 更新申請中であっても、氏名、連絡先、医籍登録番号及び登録年月日、担当する診療科、主たる勤務先

の医療機関の名称及び所在地の変更があった場合には、速やかに変更の届出を行ってください。なお、更新と同時に変更届出を行うことも可能です。

### **3 受付及びお問い合わせ先**

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

福島県子育て支援課（電話 024-521-8205）